

役員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人あいえる協会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

（報酬）

第2条

- 役員のうち法人業務を行う理事長に対して役員報酬を支給する。
- 理事・監事及び評議員は無報酬とする。

（支給額）

第3条 支給額は、理事長に月額5万、年総額は80万円以内とする。

（支給日）

第4条 役員報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

（支給方法）

第5条 報酬は、通過で直接役員にその全額を支払う。ただし、本人の同意がある場合は、当該報酬を指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むものとする。

（改正）

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成29年 6月 17日から施行する。

この規定は、令和 3年 6月 24日から施行する。

この規定は、令和 5年 4月 1日から施行する。